

説 明 書

1 業務の概要

(1) 業務名

足立区特別養護老人ホーム特設ホームページ（仮称・足立区特養ガイド）の構築

(2) 業務目的

足立区の特別養護老人ホーム（33か所）の各施設の特徴（空床状況・料金・看取り有無など）からクロス検索できる統合型情報検索ホームページの構築・運用。区民やケアマネジャー等に必要な特養の情報を提供し、適切な施設選択を促すことで、区民の特養選択の利便性を高め、施設と待機者のミスマッチを解消する。

(3) 業務内容

足立区の特別養護老人ホーム（33か所）の各施設の特徴（空床状況・料金・看取り有無など）からクロス検索できる統合型情報検索ホームページの構築および各特養がリアルタイムで情報を更新できる運用インターフェースの整備。構築したホームページの運用管理。

委託業務の範囲は、次のとおりとする。

ア ホームページの構成の設計

イ トップページや各カテゴリ別ページ等のデザイン企画・制作

ウ サーバー環境設計・構成

エ CMSの導入・構築

オ 検索エンジン最適化（SEO対策）の実施

カ 操作マニュアルの作成

キ 操作研修の開催

ク 作成したホームページの運営・維持管理についての必要な業務を行うこと

(4) 履行期限 令和9年3月31日

(5) 提案限度価格（税込価格）

4,345,000円

(6) 最低制限価格の設置の有無及び有の場合の最低制限価格

最低制限価格の設置 無

(7) 納入場所

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

足立区福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課施設係

(8) 成果品

① 構築時（令和8年12月末までに提出）

進行管理資料、設計書、運用・操作の手順書を編集可能な状態で電子媒体（CD-R等）に記録し、1枚提出すること。

② 稼働テスト期間（令和9年1月末までに提出）

運用・操作の手順書の更新版を、作成後ただちに提出すること。

また、2月～3月中を稼働テスト期間とし、安定した運用開始ができるよう稼働テストのサポート・研修等運用手順の周知等に努めること。

③ 業務完了時（令和9年3月31日までに提出）

業務完了報告書

その他添付が必要な各書類等は、編集可能な状態で電子媒体（CD-R等）に記録し、1枚提出すること。

④ その他区担当者が指定するもの

随時

2 参加表明書に関する事項

(1) 参加表明書の作成様式

ア 下記ウの①～③の順にA4の大きさを両面印刷を基本として綴ること。項目ごとにインデックスをつけ、表紙を付けること。

イ 提出部数

正本1部、副本9部（10部）、正本データが入った電子記録媒体1枚

ウ 提出書類

① 参加表明書・技術資料（標準様式第4号）（正本は原本、副本は写し）

② 会社概要（企業や事業を紹介するパンフレット等）

③ 発行日から3か月以内の法人都民税・法人事業税納税証明書（正本は原本、副本は写し）

(2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年5月11日17時まで

イ 提出場所 1（7）に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

(3) 問い合わせ先

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

足立区福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課施設係 担当 高柳
特養整備担当 大滝

電話 03-3880-5498（直通）

3 提案書の提出者に要求される資格要件及び提案書の提出者を選定するための評価基準

(1) 提案書提出者に要求される資格要件

ア 当該業務における足立区での競争入札参加資格を有していること。なお、足立区での競争入札参加資格を有しない者は、参加表明書と併せて次の書類を提出すること。

① 履歴事項全部証明書（登記簿謄本、発行後3か月以内のもの。参加者が法人の場合に限る。）

② 営業所表（標準様式第5号）

③ 委任状（標準様式第6号。当該業務において代理人を置く場合に限る）

④ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないことの証明書で、発行後3か月以内のもの。参加者が個人の場合に限る。）

⑤ 住民票の写し（発行後3か月以内のもの。参加者が個人の場合に限る。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。

ウ 公表日以後に足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

エ 国若しくは他の自治体から入札参加停止及び指名停止の措置を受けていないこと。

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

カ 暴力団員による不当の行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

ク 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。

ケ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

コ 他の自治体および企業などからの受注により、同様の業務を行った実績があり、具体的な提案が行えること。

(2) 提案書提出者を選定するための評価基準

ア 評価基準は、【別表1 提案書を特定するための評価基準】のとおり

イ 選定方法については、評価基準のうちセキュリティ対策に関する点数が最高点の60%

未満であった場合には、総合点に関わらず選定しない。

ウ 提案書の提出者のうち、総合得点が1位の提案書を特定し、その提出者を選定する。1位の提出者が辞退または契約できなくなった場合には、2位のものを選定する。

(3) 選定結果

ア 選定結果の通知は、参加した全ての者に令和8年5月25日(月)以降に書面にて通知する。

イ 選定結果については区ホームページにより公表する。

【別表1 提案書を特定するための評価基準】

	評価項目	評価の視点	配分	指 標
提案書評価	業務の理解度	当該業務の理解度は十分か	10%	業務実施方針や内容の的確性
	提案内容の的確性	ホームページの機能は具体的かつ実現性があるか	15%	内容の適格性や具体性・実現性
		作成するホームページは事業の趣旨に沿った提案となっているか	15%	ホームページのコンセプトや企画
		運用研修の内容は、妥当かつ実現性があるか。また、マニュアルはわかりやすいか	15%	内容の適格性や具体性・実現性
		ウェブサイトの運用・管理、セキュリティ内容は妥当か	15%	手法の妥当性
	推進体制	業務の実施体制は十分であり、スケジュールは妥当か	10%	業務の実施体制及び業務スケジュール等
	業務の遂行能力	類似の業務実績があり、円滑な業務の遂行が見込めるか	10%	業務実績
	コストパフォーマンス	本業務にかかるコストと提案との適正性、整合性があるか	10%	参考見積書（構築費及び翌年度の運用費）及び提案内容
合 計			100%	
加 点	業者及び業務の条件		合計点に以下を加点 (%)	
	区内に本店があり、対象業務が区内である		5%	
	区内に本店があり、対象業務が区外である		4%	
	区内に支店があり、対象業務が区内である		3%	
	区内に支店があり、対象業務が区外である		2%	

4 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により、区長（高齢福祉課）から通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（足立区の休日を定める条例（平成元年条例第2号）第1条に規定する区の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、区長（高齢福祉課）に対して非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

ア 受付場所

足立区役所北館1階 高齢福祉課施設係

イ 受付時間

9時から17時（土日祝を除く）

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

(4) 上記(3)の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に区長に対して申立てることができる。

5 提案書の作成等に関する事項

(1) 提案書の作成様式

A4両面印刷で15枚までとし、下記(3)の1～7の順に記載をすること。

(2) 提出部数

正本1部、副本9部（10部）、正本データが入った電子記録媒体1枚

※ 副本については、提案者が特定される情報（会社名等）や個人情報等の記載を予め黒く塗り潰すなどし、提案者が特定できないようにしておくこと。

(3) 提案書の内容

提案番号	提案項目	記載内容
1	システムの利用環境	利用者及び管理者が継続的かつ安定的に利用できるシステムの利用環境等
2	セキュリティ対策	・情報セキュリティ対策 ※ 提案者及び提供されるサービスにおいて、ISO等のセキュリティ認証を受けている場合は、記載すること
3	提案内容	① 1(3)の業務内容を実現するための具体的な機能の提案 ② その他、他自治体等で提供している有効な機能の提案及びその費用 ③ ①及び②に含まれない、将来的な拡張性の提案
4	障害対応及び保守・支援体制	・障害が生じた場合の対応方法 ・サービス、製品に関する問い合わせ対応 ・区職員の事務負担を軽減する提案
5	業務の実施体制及び業務スケジュール等	・当該業務を行うための十分な遂行体制 ・プロジェクト管理方法、具体的な作業項目、スケジュール
6	業務実績	国や地方公共団体、民間企業等、過去の類似の業務実績
7	参考見積書	構築費及び翌年度運用費の内訳書を含む参考見積書

(4) 参加表明及び提案書の提出期限、場所及び方法

ア 受領期限

令和8年5月11日17時まで

イ 提出場所

足立区役所北館1階 高齢福祉課施設係

ウ 提出方法

事前に担当に連絡のうえ日程調整し持参により書類およびデータが入った電子記録媒体を提出すること

(5) 問い合わせ先

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

足立区福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課施設係 担当 高柳
特養整備担当 大滝

電話 03-3880-5498 (直通)

6 この説明書に対する質問の受領期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

(1) 受領期間

令和8年4月15日から令和8年4月24日

(2) 提出場所

足立区役所北館1階 高齢福祉課施設係

(3) 提出方法

事前連絡のうえ担当と日程調整し、原則持参により書類を持参。また、電子データをメールにて提出（個人情報を含まないものに限る）。

(4) 回答方法

個人情報を含まない場合には、メール等にて回答。個人情報を含む場合には、直接高齢福祉課窓口にて回答。

7 その他の留意事項

(1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。

(2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効するとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

(4) 提出された参加表明書は返却しない。

(5) 特定されなかった場合に、提案書の返却を希望する者は、その旨を提案書提出の際に申し出るものとする。返却を希望する申出がない場合は、返却要請の意志がないものとみなす。なお、提出された参加表明書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。

(6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差換え及び再提出は認めない。

(7) 被特定者が失格し、又は正当な理由がなく契約締結を辞退したことにより区に損害を与えた場合には、損害賠償を請求する場合がある。

(8) 被特定者が正当な理由がなく契約締結を辞退した場合は、区長はプロポーザル参加資格を停止する措置を行うことがある。あわせて、指名停止措置を行うことがある。